　　年　　月　　日

（あて先）掛川市議会議長

請願･陳情（代表)者　住　所

(団体名)

（ふりがな）

氏　名　　　　　　　　　　　　印

連絡先　　TEL　　　　-　　　　-

FAX　　　　-　　　　-

意　見　陳　述　申　出　書

　　年　　月　　日に提出いたしました請願･陳情についての意見陳述を希望します。

１　請願･陳情名

２　意見陳述を行う方の氏名

※上記の請願･陳情(代表)者と意見陳述者が異なる場合のみご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| （ふりがな）  氏　名 |  |

※請願･陳情(代表)者は、「委員会における請願･陳情者の意見陳述について」の内容をご了承のうえ、本申出書の提出をお願いします。

**委員会における請願・陳情者の意見陳述について**

**１ 意見陳述の申し出**

(1) 請願･陳情の意見陳述を希望される場合は、所定の意見陳述申出書に必要事項を記載し、押印のうえ議会事務局に提出してください。

(2) 意見陳述申し出の締め切りは、請願･陳情の締め切り日と同じです。

**２ 意見陳述の許可・不許可**

（議会運営委員会or付託先委員会）において、意見陳述の許可･不許可が決定されます。許可･不許可が決定され次第、請願･陳情者にその旨を連絡します。

**３ 意見陳述の方法**

(1) 意見陳述の実施時期

当該請願･陳情が審査される委員会において、請願･陳情の審査前に実施します。

陳述がある場合、審査日程の一番最初に行います。

(2) 陳述人数

請願･陳情１件につき、陳述者は提出者の中から１人とします。ただし、提出者の中から２人まで同席することができます。

(3) 陳述時間

請願･陳情１件につき５分以内とします。

(4) 委員･陳述者間の質疑

陳述者から委員への質疑はできません。

(5) 理事者(市の執行部職員)･傍聴人等について

意見陳述の際、理事者は出席して当該意見陳述を聞きます。

また、傍聴人･報道機関が傍聴することがあります(写真撮影･録音される場合もあります)。

(6) 資料等の配布

当日、委員会開会中に資料配付を行うことはできません。

説明にあたりパネルやスクリーン等を使用することはできません。

(7) 意見陳述後の陳述者の傍聴について

意見陳述終了後は、傍聴席で委員会審査を傍聴することができます。

(8) 意見陳述時の注意事項

意見陳述に際しては、下記の事項を守り、委員長の指示にしたがってください。

①決められた発言時間を守ってください。

②当該請願、陳情の趣旨説明の範囲を超えた発言を行わないでください。

③個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、特定の政党、会派、議員、個人、団体等への避難･中傷や、名誉を棄損する発言を行わないでください。

④会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないでください。

⑤その他の守るべき事項として、掛川市議会委員会傍聴規程の各規定をお守りください。